

# 福島県商工会青年部連合会 災害支援マニュアル

このマニュアルは、福島県商工会青年部連合会（以下「県青連」という）が災害発生時に迅速かつ円滑な支援活動を行うために必要な事項を定めるものである。

なお、本マニュアルは災害が収まった後の対応マニュアルとする。

## 1. 目的

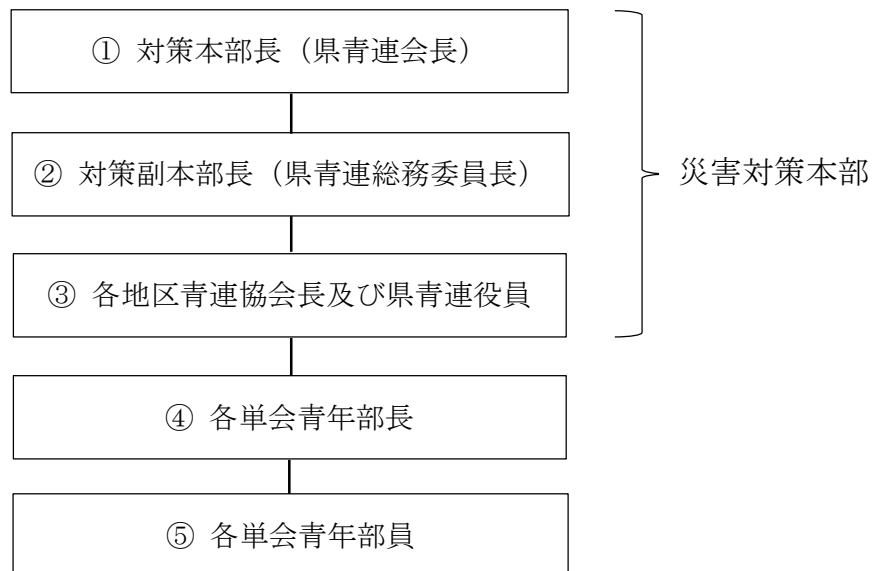
福島県商工会青年部連合会に所属する部員が生活する地域の自然災害に鑑み、災害発生を常に想定すると共に、災害が発生した場合に速やかに全国に広がる商工会ネットワークを活用し、被災地に迅速に必要な支援を行い、全国に広がる商工会青年部の絆を深め、相互に助け合いができることを目的とする。

私たち福島県商工会青年部員は、東日本大震災による被害を受け、自然災害の恐ろしさを体験しました。この経験より地震等の自然災害が起きる前に、数多くの備えをすることの必要性を深く学び、同時に災害発生時に全国各地の仲間から様々な支援をいただき、多くの勇気を貰いました。

福島県内をはじめ、全国各地の青年部員の仲間に緊急事態がある時には、被災者であった経験を活かし、仲間への思いを大切に、声を掛け合い、迅速に必要な支援を提供するとともに、被災した仲間を勇気づけていきます。

## 2. 組織および編成

県青連会長を筆頭に以下の通りの対策本部を組織する。



災害発生時の情報伝達を目的とした「災害時専用 LINE グループ」を下記のとおり予め作成しておき、被害状況の確認や支援内容の伝達等に活用する。

この「災害時専用 LINE グループ」は役員改選に合わせて再編成することとする。

グループ	構成メンバー
① 災対本部	① 対策本部長 ② 対策副本部長 ③ 各地区青連協会長及び県青連役員
② 各地区青連協	③ 各地区青連協会長及び県青連役員 ④ 各単会青年部長
③ 各単会	④ 各単会青年部長 ⑤ 各単会青年部員

### 3. 災害対策基金について

- (1) 支援が必要な災害が発生した時に備え、福島県商工会青年部連合会「災害対策基金」を設立する。毎年、福島県商工会青年部員一人につき 200 円を徴収し、基金とする。
- (2) 災害対策基金の使用目的について
  - ① 人的支援の交通費・保険費用
  - ② 支援物資の購入費用及び災害支援金
  - ③ 支援物資輸送に係る費用
  - ④ 金銭的支援

### 4. 災害発生時の対応について

#### I：支援フロー

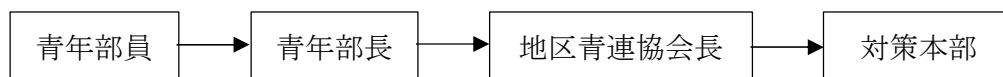
災害区分（地震、水害、雪害、津波等）

自県において災害等により被害が発生または、被害が出ると予想される場合、対策本部を設置し被害状況を把握するものとする。

第 1 段階	対策本部の設置（会長及び総務委員長で協議）
第 2 段階	対策本部設置の周知、被害状況の情報収集
第 3 段階	被災地等から県青連への支援要請確認
第 4 段階	支援内容（物的支援、人的支援）の協議
第 5 段階	対策本部から県内青年部への被災地支援要請
第 6 段階	被災地へ支援実行（支援完了報告は割振られた県青連役員が行う）

#### II：支援内容等

- (1) 対策本部へ支援を要請する場合のフローは下記の通りとする。  
必要に応じて各事務局にも連絡を行う。



- (2) 被災した会員青年部より県青連に対し支援の要請があった場合、対策本部で協議のうえ、速やかに初動の支援を開始する。
- (3) 迅速な支援が特に必要とされる場合、対策本部で協議のうえ、初動支援に要する費用として災害対策基金より、1 災害あたり 100,000 円を上限に支出することができる。
- (4) 災害対策基金を利用した場合、直後の県青連理事会において報告するものとする。尚、初動の支援等とは、人的支援、物的支援、情報支援、金銭的支援等とする。
- (5) 自県での対処が困難な場合、対策本部長より隣接県の県青連および全青連へ支援を要請するものとする。

### Ⅲ：災害支援方法

人的支援及び物的支援は被災青年部からの支援要請を受け、対策本部で実施内容を検討する。情報の提供及び金銭的支援は必要に応じて対策本部にて協議する。

- (1) 人的支援の実施に関しては、支援要請のあった地域に対しボランティアを派遣することとし、地域のボランティアセンターが設置されている場合は優先的にセンターを利用し指示に従う。ボランティアセンターが未設置の場合は、対策本部にて実施方法を協議する。
- (2) ボランティアの派遣期間は、支援要請内容を精査し対策本部にて協議する。
- (3) 物的支援の実施に関しては、対策本部で支援内容を精査し県内各青連協へ物資調達を依頼することとする。物資の届け先は、要請先と協議の上決定する。

### Ⅳ：報告

支援の実施完了時に報告を行うこととし、報告者は支援を行った対策本部メンバーから対策本部長が予め指名した者とする。報告は支援の内容（派遣先）ごととする。

また、支援を行った案件については、支援の時期および場所、支援内容等を直後の県青連理事会において報告するものとする。

### Ⅴ：他都道府県での災害対応

他都道府県で災害が発生し、全青連より支援要請があった場合は、対策本部にて内容を協議し対応する。

### Ⅵ：解散

対策本部の解散は、被災地の状況をみて、対策本部長が宣言するものとする。

### Ⅶ：注意事項

- ・福島県商工会青年部連合会の災害支援は迅速な対応が最重要と考えており、情報の混乱を防ぐために部員個人から対策本部への直接連絡は行わない。
- ・SNS を使った個人判断での支援呼びかけは混乱を招くばかりでなく、対策本部の活動・運用に重大な妨げとなる場合があるため、不特定多数に対して災害支援の呼びかけは絶対に行わないこと。
- ・個人的な被災現状の情報掲載・発信を禁じるものではないが、自重するにこしたこ

とはない。

- 青年部員個人に直接支援依頼があった場合、対個人的支援要請でない限り、上部に報告し、個人での判断・行動はしない。
- 災害の種類・季節により必要になる支援物資が異なるため、冷静な判断をする。
- 新型コロナウイルスのような広域にわたる（複数の県）災害は国の方針に従う。